



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 1
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課） 1
- 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（都市計画・モノレール課） 1
- 海区漁業調整委員会事項**
- 漁業法に基づく指示事項・2件 2

告 示

沖縄県告示第212号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成25年沖縄県告示第205号で同意の認定をした平良加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成29年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第795号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那3号希望ヶ丘公園
- 3 事業施行期間 平成4年10月2日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成4年沖縄県告示第795号及び平成7年沖縄県告示第223号の事業地のうち、那覇市牧志3丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第214号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、宜野湾市佐真下土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成29年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理事でなくなった者の氏名及び住所

氏 名	住 所
玉那覇盛助	宜野湾市真栄原三丁目31番14号

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年 3月24日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城 明 律

第1 自主調整協議会の設置

1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

第2 協議会への加入

1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格をもつ者であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。
- (3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を持つ者であることを証する書類
- (2) その構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

第3 共同申請

1 この指示の第4から第14までに規定する事項について二者以上共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

第4 敷設の承認等

1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

(1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第5号様式）

(2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面

(3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成30年3月31日までとする。

3 次に掲げるもののうち、流失した浮魚礁と同じ構造、同一の協議位置（1の項1号により協議を調べた位置。以下同じ。）に浮魚礁を敷設する場合に限り、協議書を省略することができる。

(1) 第9の再承認を受けた後に流失し、平成30年3月31日までに敷設するとき。

(2) 第9の2の項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合で、平成29年6月に開催される委員会までに承認を受けて、平成30年3月31日までに敷設するとき。

(3) 平成28年11月1日から平成29年3月31日までに流失を確認し、平成29年6月30日までに敷設するとき。

4 委員会は、1の項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。

第5 承認の制限、条件等

1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付することができる。

第6 浮魚礁の敷設

浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

第7 浮魚礁の管理

浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

第8 浮魚礁の流失

敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

第9 敷設の再承認

1 平成28年沖縄海区漁業調整委員会指示28第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者（以下「既設の浮魚礁の敷設者」という。）は、平成29年6月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第7を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。

3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、緯度又は経度のいずれか若しくはその両方が協議位置から

2分以上離れた場合は、既設の浮魚礁の敷設者は確認した位置を協議位置として、協議書（第5号様式）を添付しなければならない。

第10 敷設承認期間の延長

平成28年沖縄海区漁業調整委員会指示28第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設承認期間を平成29年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

第11 敷設の特例

浮魚礁を敷設する者は、平成28年11月から平成29年3月開催の委員会において敷設承認を受けたものについては、平成29年6月30日まで敷設することができる。

第12 承認の取消し

次に掲げるもののうち、敷設承認（再承認を含む。）を受けた者がいずれかに該当する場合には、委員会は承認を取り消すものとする。

- (1) 敷設承認の日から平成30年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
- (2) 流失を確認した日から平成30年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
- (3) この指示に違反し、委員会で敷設承認取消の決議がなされたとき。

第13 違反に対する措置

委員会は、第4の1の項、第9の1の項又は第11に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。

第14 浮魚礁の利用

- 1 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

第15 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり第 ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1 法人の種類及び根拠法令：		
2 構成人員の事業種類：		
3 添付書類：		

第2号様式（第3関係）

代表者選定届		平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地		

<p>名称</p> <p>浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。</p> <p>記</p> <p>共同申請名称：</p> <p>代 表 者： 所在地</p> <p> 名称</p> <p> (代表者氏名)</p>

第3号様式 (第4関係)

<p>浮魚礁敷設承認申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>沖縄海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: right;">名称</p> <p style="text-align: right;">(代表者氏名) 印</p> <p>下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号に基づき申請します。</p> <p>記</p> <p>1 承認を受けようとする浮魚礁の名称：</p> <p>2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置： (年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)</p> <p>3 浮 魚 礁 の 種 類：</p>
<p>浮魚礁敷設承認証</p> <p>敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。</p> <p>1 承認番号：沖調U29第 号</p> <p>2 承認期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>3 制限又は条件：</p> <p>(1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。</p> <p>(3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">沖縄海区漁業調整委員会 会長 印</p>

第4号様式 (第4関係)

<p>共同漁業権区域内浮魚礁敷設届</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>沖縄海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <p style="text-align: right;">名称</p> <p style="text-align: right;">(代表者氏名) 印</p> <p>下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 浮魚礁の名称：</p>

- 2 敷設した位置 : 北緯 東経
 3 共同漁業権の番号 : 共同第 号
 4 浮魚礁の種類 :
 5 敷設した日 : 平成 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式 (第4関係)

浮魚礁敷設に関する協議書			
			平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
第 ブロック浮魚礁自主調整協議会			
所在地			
名称			
(代表者氏名)			印
が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。			
記			
浮魚礁の名称	敷設位置 (世界測地系)	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式 (第6関係)

浮魚礁敷設完了届			
			平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
所在地			
名称			
(代表者氏名)			印
下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。			
記			
1 浮魚礁の名称	:		
2 敷設した日	:	平成 年 月 日	
3 敷設した位置	:	北緯 東経	
4 G P Sの測地系の種類	:		
5 敷設した位置の水深	:	m	
6 敷設したロープの長さ	:	m	

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 以下の写真を添付すること。

(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真

(2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式 (第8関係)

浮魚礁流失届			
			平成 年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿			
所在地			
名称			
(代表者氏名)			印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
 2 流失を確認した日 : 平成 年 月 日
 3 敷設した位置 : 北緯 東経
 4 回収の有無 :
 5 流失の原因と今後の対応 :

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
 3 この浮魚礁流失届には、第8による海上保安本部等に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式（第14関係）

承認旗等設定届

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
 名称
 (代表者氏名) 印

浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

- 注 承認旗等の様式を添付すること。

沖縄海区漁業調整委員会指示29第2号

沖縄島北部並びに伊平屋島及び伊是名島水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月24日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 金城 明 律

(指示の内容)

第1 以下の区域において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満のスジアラ及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。

(対象区域)

第2 共同漁業権第1号から第6号までの区域（次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次結んだ線並びにツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及びツで囲まれた区域と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域。別図参照）

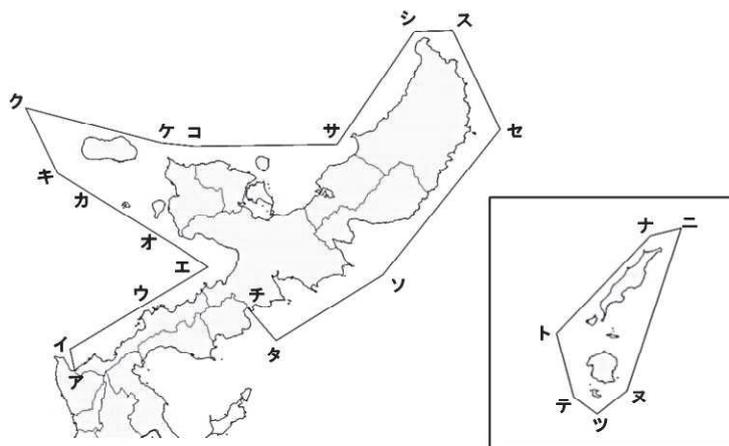
- ア 北緯26度25.328分、東経127度44.518分
- イ 北緯26度27.116分、東経127度44.075分
- ウ 北緯26度32.624分、東経127度54.054分
- エ 北緯26度33.856分、東経127度56.291分
- オ 北緯26度35.540分、東経127度53.470分
- カ 北緯26度39.332分、東経127度46.475分
- キ 北緯26度41.343分、東経127度42.796分
- ク 北緯26度46.600分、東経127度39.900分
- ケ 北緯26度43.858分、東経127度52.024分
- コ 北緯26度43.608分、東経127度55.006分
- サ 北緯26度43.840分、東経128度07.743分
- シ 北緯26度53.054分、東経128度14.629分
- ス 北緯26度53.161分、東経128度17.985分

- セ 北緯26度45.131分、東経128度22.303分
- ソ 北緯26度33.310分、東経128度11.895分
- タ 北緯26度27.952分、東経128度02.432分
- チ 北緯26度30.588分、東経127度59.857分
- ツ 北緯26度52.170分、東経127度55.711分
- テ 北緯26度53.503分、東経127度53.614分
- ト 北緯26度58.702分、東経127度52.015分
- ナ 北緯27度06.638分、東経128度00.338分
- ニ 北緯27度07.263分、東経128度03.070分
- ヌ 北緯26度54.047分、東経127度58.337分

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

【別図】



発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4
---	--